

# 弁護士倫理・ここが問題

## 第16回 預り金について出発点に戻り考える—その2 (預り金の清算)

弁護士倫理特別委員会委員 鶴 由貴 (52期)

### 1 はじめに

預り金に関し、弁護士職務基本規程（以下「規程」）38条は、「弁護士は…自己の金員と区分し、預り金であることを明確にする方法で保管し、その状況を記録しなければならない。」と規定し、また、旧弁護士倫理40条でも清算すべき時期に関し、「遅滞なく清算する義務」を規定しているが（註1）、清算方法等についてはなんら規定がない。しかし、預り金をめぐる懲戒事例の多くが清算方法に関連していることから、以下、検討した結果を紹介する。

### 2 設例

弁護士が、事件の依頼を受け、弁護士報酬50万円ほかにホテル代込みの交通費等として10万円を受け取ったが、実際には友人の車に便乗して現地に赴き、友人の家に宿泊し、宿泊費及び交通費等はかからなかった。また、友人は、帰省目的であり余分な出費はなかったため、お礼として2万円しか受け取らなかった。友人からは領収書を貰っていない場合、どのように清算すべきであろうか。

### 3 預り金の取り扱い

預り金とは、事件に関し、依頼者、相手方、その他利害関係者（以下、「依頼者等」という。）から、依頼の趣旨に従って引き渡しを受けた金員であり、委任契約に基づき善管注意義務を持って処理する義務を負っている（民法644条・註1）。したがって、預り金は、依頼者等に交付すべきものとして受け取ったときは、原則として受け入れの都度、依頼者等に交付し、依頼者等から預り保管しているときは、依頼者等の要求があったとき、又は遅くとも受任事件が終了したときには、当該依頼の趣旨に従って「遅滞なく」返還する義務を負っている（民法646条、645条。旧弁護士倫理40条・註1）。

したがって、預り金を受領するにあたっては、預り金の性質、意図、目的、清算時期・方法等について、依頼者等と十分な説明・協議を尽くし、合意内容を書面化する等して、後日、紛争及び疑義を招かないように十分な配慮をする必要がある（註2、註3）。しかし、残念ながら上記設例のように合意内容が曖昧であったり、合意内容と異なる事態が発生したりした場合には、依頼者等に説明し、かつ協議して清算すべきである。

### 4 設例に対する考え方

上記設例の10万円が、①交通費は別途請求しないこととして弁護士報酬60万円を受領したときには、全て報酬として受領したものであって、清算の必要がない。また、②弁護士報酬50万円と別に、交通費等として10万円を預かった場合には、まさに10万円は実費分としての預り金であり、残金8万円については返還すべき金員と考える。なお、実際に出捐した2万円については、報告書等を作成して明らかにすれば足りると思われる。

### 5 趣旨を明確にしないで受領した場合

上記10万円が実費分であるのか、報酬の一部であるのか、明確にされていなかった場合、本来、弁護士は報酬及び費用について適切な説明をしなければならないのであるから（規程29条1項）、弁護士が、説明等の責任を果たさず、曖昧にしたまま一方的認識に基づいて10万円を報酬とすることは容認されないであろうと考えられる（参考となる裁判例として、東京高裁平成14年4月24日判時1806号30頁・註4）。したがって、依頼者等との関係では、残った8万円の清算に関し、依頼者等と協議し、処分内容、方法等を明らかにした上で、必要に応じ合意書等を作成するなどの配慮が必要である。

註1：①『注釈弁護士倫理（補訂版）』日本弁護士連合会弁護士倫理に関する委員会編・164頁～167頁，②『法曹の倫理』森際康友著・財団法人名古屋大学出版会・96頁参照

註2：規程29条1項では，事件を受任するに当たり，弁護士は，弁護士報酬及び費用について適切な説明をしなければならないと定められている。

註3：東京弁護士会では，「業務上の預り金の取扱いに関する会規」で，①「預り金」を「受任事件につき依頼者から又は依頼者のために預かった金銭」と定義し，「自己の金銭と区別し得るよう預り金であることを明確にする方法で記帳し，又は記録して保管しなければならない」と分別管理を定めている（第2条第1項）。そして，②50万円以上かつ14営業日以上保管するときは，専用の銀行口座への入金・保管を義務付けている（第2条第2項）。さらに，③銀行口座への払込で受領した場合を除き，預り証の発行を義務付け（第4条），④預かる必要がなくなった場合の清算義務（第5条），⑤明細及び収支を記載した書面の交付義務（第6条）等を定め，実践的な取扱ルールを規定している。

註4：東京高裁は，刑事事件の弁護を受任し，着手金100万円，示談準備金600万円，交渉準備金150万円の合計850万円を受領した弁護士が，和解示談金として相手方に501万4000円を支払って受任事件を終了させた際，本来は248万6000円を返還すべきであるのに，その中から「交渉経費」として100万円を控除して清算したことについて，依頼者が，「交渉経費」の内容が曖昧であり，報酬の明示違反，金品の清算義務違反等があると主張し，懲戒請求を行ったところ，所属弁護士会が懲戒処分をしたことに関し，これを不服として当該弁護士から訴訟提起された事案において，判決は，「交渉経費」とは別に，実際に発生した交通費等の実費を清算していることから，「交渉経費」の实质は報酬であったと認定し，報酬とは別名目の「交渉経費」という形で架空経費を計上して預り金を横領したものと疑われても致し方ないとして，報酬明示義務・金品清算義務等に違反するとして，懲戒処分は適法とした（東京高裁平成14年4月24日判時1806号30頁）。本事案も，報酬及び預り金について明確な協議をしなかったことに一因があると思われる。